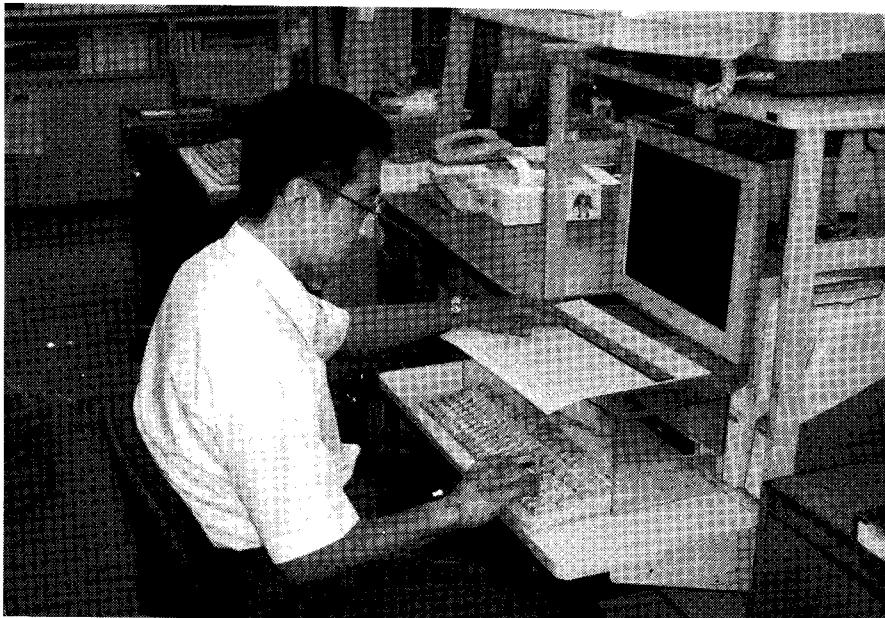


関西労災職業病

関西労働者安全センター

2003. 1.10 発行〈通巻第323号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL. 06-6943-1527 FAX. 06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail:koshc2000@yahoo.co.jp



●指曲がり症認定闘争

樋原市職労給食調理員5名に公務上裁決、1名を不当にも棄却 … 2

●職場の安全衛生教育を点検してみよう

6

●依然少な過ぎるアスベスト疾患労災請求件数

2001年度石綿肺がん・悪性中皮腫、じん肺肺がん労災補償状況 … 11

●「労災」前提に職場改善を 田島隆興

14

●過去に有所見とされた患者へも直接情報を

じん肺法施行規則等改正で厚労省に申し入れ … 15

●【新企画】関西労働者安全センター安全衛生定例研究会はじまる

17

●前線から（ニュース）

19

クリーニング工場で職場改善トレーニング 全港湾大阪支部／転落事故

で九死に一生／JAM堺が労使安全学習会／連合近畿労働安全衛生セン

ターが第2回総会／公務職場VDT作業の上肢障害で公災申請 摂津市職

12月の新聞記事から／23
表紙／ペンを持ちながらの入力作業で上肢障害に
(前線22p参照)

指曲がり症認定闘争

橿原市職労給食調理員5名に公務上裁決 1名を不当にも棄却――

橿原市職労（自治労奈良県本部）に所属する給食調理員6名が、地公災基金奈良県支部が行った指曲がり症（変形性手指関節症）についての公務外認定処分の取り消しを求めた審査請求に対して、支部審査会は12月27日、5名については原処分を取り消し公務上と認め、1名については請求を棄却し再度公務外とする不当裁決を行った。

今回の成果を勝ち取ったご本人たち、当該労組、自治労奈良県本部、主治医の田島隆興医師等医療関係者の方々に深く敬意を表したい。

争点は「指曲がり症かどうか」

これまで橿原市職労では自治労指曲がり症認定闘争の中で、1989年6月30日に3名、1990年12月19日に1名が認定申請し、1993年3月11日に4名全員が公務上認定された。

1996年9月20日には5名が認定申請し、1997年3月7日に全員が公務上認定された。

そして1998年2月2日に10名が認定申請したところ、1999年11月12

日にうち2名が認定されたものの、8名が公務外という「予想外」の結果となった。この8名のうち6名が支部審査会に対して審査請求を行い今回の結果となった（これで橿原市給食調理員の指曲がり症認定者は16名になる）。

そもそも、99年の8名の公務外認定が「変形性手指関節症ではない」ことを理由とする非常におかしなもので、つまり審査請求の争点は「変形手指関節症かどうか」にあった。

「過重性の認定基準」には合致

指曲がり症について認定当局の地公災基金は、公務過重性について次のような認定基準を設定しており、それに基づいて公務上外を判断してきている。

- (1)給食調理員としての経験年数が10年を超えてのこと。
- (2)給食調理業務に従事した施設について、同人の経験年数の各年ごとに、一給食日の給食調理員一人あたりの平均給食調理食数を算出し、これを全経験年数分合計して得られた数値（総調理食数）が20

00食を超えていること。

- (3)当該職員が給食調理業務に従事した施設における平均調理食数が、全国における同程度の規模の施設における平均調理食数を超える年度数が、当該職員の半数以上に及んでいるか、それに準じる著しい公務過重の状況であるといえる特段の事情があると客観的に認められること。
- (4)当該職員が所属した各学校給食調理施設において、当該施設における給食調理員の平均を下回らない程度の業務量・業務時間数、給食調理業務に従事していたと認められること。

樋原市は「調理員1名あたり調理食数250食」という文部省基準よりも過重な独自基準で運用していたために、過重性という面ではどの給食調理員も「認定基準」を超えており、最初の9名までは全員が認定されたという事情があった（この認定基準をめぐっては、自治労豊中市職が取り組んだ指曲がり症裁判の大坂地裁判決で事実上否定され、地公災基金の控訴断念によって判決が確定している（本誌2001年5月号）。しかし、地公災基金はいまだに認定基準の見直しをせず、同様の他の裁判では不当にも係争を継続している。）。

今回の6名もすべてが認定基準はクリアしていたが、前提条件の「変形性手指関節症の存在」を否定されて公務外とされたのだった。

基金本部 「専門家」 意見で公務外

公務外認定は直接的には地公災基金奈良

県支部が行ったものだが、実際は、全国的にすべての事案が「本部協議事案」とされ、本部で判断が行われた（これは、上肢障害などの他の疾病でも現在も行われており、地公災基金の反動的認定と認定遅延の原因になっている）。本部では依頼した「専門家」に「医学的意見」を求める。今回のケースでも決め手とされたのは、この「医学的意見」だった。

「両手指に特に異常は認められない」「(関節に異常所見は認めつつ)しかしながら、これらの変性は年齢相応の退行変化であり、両手指の変形性関節症ではない」という2つのスタイルで「疾患存在を否定する見解」が当時出されていたことが、今回の裁決書に記載されている。

疾患の存在は明か

このように、基金本部の名前も肩書きも明らかにされていない「専門家」のおかしな見解に依拠して公務外認定が行われたという状況の中で取り組まれた審査会で、自治労奈良県本部と樋原市職労は医学的側面の論証に力を入れた。

2002年3月14日の口頭意見陳述では、代理人となった本部担当者の阪口氏、請求人本人が陳述書に基づく意見を述べるとともに、最初の認定闘争から協力を受けてきた田島医師が補佐人として参加、レントゲン所見などの医学証言を行った。OHPも活用し全体として説得力のある陳述が展開された。

審査会は、この口頭意見陳述直前の20

02年3月8日付けで「専門医」の回答を受け取っている。裁決書には「専門医」が報告した請求人たちの指の各関節の症度が記載されているおり、主治医田島医師の判定よりは全体的に軽度ではあるが、いずれも関節の変形を認める判定が行われている。

そして審査会は、事実上この「専門医」判定に依拠する形で請求人に変形性手指関節症が存在していることを認めた。前述したように過重な業務に従事していたか否かは、地公災基金の認定基準をもクリアしているので、自動的に公務外認定処分は取り消しとなった。

ただし、1名については「指の変形の程度が軽度で年齢相応のもの」との判断からまたしても「公務外」された。

不可解な1名だけの棄却

この1名についてだけ、審査会は上記「専門医」だけではなく、口頭意見陳述のあとの一
2002年11月29日付でもう一人の「専門医B」からも回答を受け取っている。「専門医B」は「専門医」よりも多くの関節の異常所見を回答したのだが、結局、審査会は『・・・当審査会が微した医学的意見においても、少数の関節で小さな骨棘形成が疑われるものの、この程度であれば年齢相応の退行性変化と考えられるものであるとされ、両手指において変形性手指関節症（ヘバーデン結節、ブシャール結節）は特に認められないとされている。これらの医学的知見より、本件の場合、明らかに両手指変形性関節症を発症しているとは認められな

いと判断する』として、請求を棄却した。

変形性手指関節症はもともとある原因だけによって起こる疾患（特異的疾患）ではない。給食調理員集団に一般集団よりもより多発していることが疫学的にあきらかなことから、給食調理員における変形性手指関節症は作業関連疾患であると認められ、これを前提として地公災基金においても限定つきであれ公務上疾病として認定しているものだ。

棄却されたDさんに関節の変形があること自体は、程度の判定差はあっても、医学的に明かだ。その「関節の明かな症状」について、審査会は「年のせい」として「病気ではない」と主張しているわけだが、そもそも非特異的症状について「見るだけ」で「原因」を判断できるはずはないし、また、程度の差から「これは病気」「これは年のせい」などと言えるはずもない。

症状の進行には個人差があるのは当然であって、公務外と裁決された5名と同様の業務をこなしてきたDさんが症度の差で公務外とされたのは全く不当という他ない。

Dさんは陳述書で「日常生活ではコップや茶碗などを落として割ることが時々あります。指先の力が弱いので、腕や肩に力が入り、腱鞘炎や肩こりなどの症状が出たり、腰痛などで困っています。」「寒くなると指先がしびれて痛く、曲げにくく、感覚も鈍くなっています。10本の指の第1関節の力が弱く、重いものを下げるとき、あまり力が入らなくなっています。作業をするときはこのため不自由で、時々思いがけないときに失敗をよくするので気をつけてい

ます。現在、左右の手の中指の第1関節がとくに痛く辛いです。」と述べている。レントゲンで見た関節の症度が比較的「軽度」であったとしても、実際はたいへんなのだ。

指曲がり症認定闘争の今後

Dさんの公務外裁決についての対応は協議中のことだ。

指曲がり症に関する地公災基金の公務外認定に対する取り組みは、安来市、宝塚市の調理員が地裁、堺市のケースが高裁段階で係争中のをはじめ、現在も様々な段階で続いている。

また、今回のケースにも見られたように地公災基金本部は指曲がり症をできるだけ

公務上疾病として認めたくないという不当な姿勢をとり続けており、それは、指曲がり症の障害認定状況にも現れている。現在までに指曲がり症で障害認定を受けた被災者はごく一部に過ぎず、それもごく低い等級に位置づけられている。明かに存在している後遺障害を、あれこれと条件をつけて不当に扱う地公災基金のやり方は決して容認すべきではない。樋原市の認定者の中でもこれまで1名が障害認定請求をしたが、「等級非該当」として斥けられている。

指曲がり症認定の取り組みは典型的な作業関連疾患の認定問題としても重要であり、安全センターとしては今後とも主要課題として取り組んでいくことにしている。

心からだに優しい パソコン活用ガイド

チェックポイント 35

疲れ目、肩こり、腰痛、ストレスを追放!

安全で健康にコンピューターを使いこなすための

情報や工夫・知恵を満載

[著者] 酒井一博

(財)労働科学研究所副所長

[漫画] さとうしんまる

[発行] 全国労働安全衛生センター連絡会議

お問い合わせ:

関西労働者安全センター

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13

ばんらいピア602

TEL. 06-6943-1527 FAX. 06-6942-0278



疲れ目、肩こり、腰痛、ストレスを追放!
安全で健康にコンピューターを使いこなすための
情報や工夫・知恵を満載

A5版・約130頁

[定価] 1,500円

[安全センター特価] 1,200円(送料別)

職場の安全衛生教育を 点検してみよう

労災事故が発生して、その原因となった行為の背景を探っていけば、「知らなかつた」という事実に突き当たることが多い。1999年9月に発生したJCOの臨界事故は、犠牲者となった労働者に、核燃料物質に関する基礎的な知識が不足していたことが背景にあった。

直径17.5cm以下に形状管理された貯塔に溶液を投入し、攪拌する工程を、直径40cmの沈殿槽に入れたため臨界に達したというのが直接の事故発生状況だった。沈殿槽に投入して攪拌の工程を済まそうというのは、作業に従事した3人の労働者が、より作業を効率的、安全に行おうという工夫をした結果だったという。当該の3人の労働者に最低限の原子物理学の知識があり、工程に使う容器などは、臨界防止のために形状管理がされているという情報を知りさえしていれば、少なくとも最悪の事態は避けられていたのだった。

もちろん、正規の作業工程の手順から逸脱して、充分な検討が加えられないまま工程を変更し、慣例として作業の前提となっていた手順さえ、本来の計画どおりでなく、その原因は工程設計の不具合によるものだったという背景があるが、最後の事故防止の決め手は知識であったといえる。

雇い入れ時の教育

さて、安全衛生対策の上で労働者に対する知識の付与という問題は、労働安全衛生法上どう規定されているだろうか。

まず、安全衛生教育の実施が事業主に義務付けられている（第59条）。第1項と2項で、「雇い入れたとき」と「作業内容を変更したとき」に「その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育」を義務付けている。「当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行なわなければならない。」とし、その教育の内容は、

- 一 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法のこと。
- 二 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法のこと。
- 三 作業手順のこと。
- 四 作業開始時の点検のこと。
- 五 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防のこと。
- 六 整理、整頓（とん）及び清潔の保持すること。

七 事故時等における応急措置及び退避に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

となっている。

そして、林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業については、この8項目すべてについて教育が必要だが、それ以外の業種については、一から四を省略できることになっている。

逆にいうと、「それ以外の業種」であっても五以下、つまり①その業務に関して発生のおそれのある疾病の原因と予防、②整理・整頓・清潔、③事故時の応急措置と退避、④その他必要な事項の教育が必要となる。

たとえば、VDT作業に従事するのなら、頸肩腕障害や眼精疲労などの発生がありうるのだから、この雇い入れ時の教育としてVDT作業の安全衛生教育が必要になるだろう。今年改訂されたVDT安全衛生ガイドラインでも安全衛生教育について触れられているが、雇い入れ時の教育としては、「努力義務」ではなく「義務」だということになる。なお、この59条第1項については、50万円以下の罰金という罰則がついている(第120条)。

雇い入れ時、作業内容変更後、危険・有害業務に関する安全衛生教育

(安全衛生教育)

法第59条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

- 2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。
- 3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるとときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のため特別の教育を行なわなければならない。

(雇入れ時等の教育)

則第35条 事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行なわなければならない。ただし、令第2条第三号に掲げる業種の事業場の労働者については、第一号から第四号までの事項についての教育を省略することができる。

- 一 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
 - 二 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
 - 三 作業手順に関すること。
 - 四 作業開始時の点検に関すること。
 - 五 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
 - 六 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
 - 七 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
 - 八 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項
- 2 事業者は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

(特別教育を必要とする業務)

則第36条 法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

一～三十六(48種の業務、省略)

(特別教育の科目的省略)

則第37条 事業者は、法第59条第3項の特別の教育(以下「特別教育」という。)の科目的全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。

危険・有害業務の安全衛生教育

危険・有害業務については、同じ条文の第3項で特別の教育を義務付けている。規則(36条)に定められた特別教育の必要な業務は、第1から36号まで48の業務となっている。その内容については、それぞれ告示で、科目と時間が示されているところだ。

たとえば「最大荷重一トン未満のフォークリフトの運転の業務」なら、学科教育で①フォークリフトの走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識で2時間、②フォークリフトの荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識で2時間、③フォークリフトの運転に必要な力学に関する知識で1時間、それに実技教育が④フォークリフトの走行の操作で4時間、⑤フォークリフトの荷役の操作で2時間が必要となる。合計して11時間は、安全衛生教育で時間をとらねばならない。

また、こうした特別教育を行ったときは、受講者、科目等の記録を作成して3年間保存しておかなければならない。(則第38条)

この59条第3項違反についての罰則は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金ということになっている(第119条)。

なお、危険・有害業務については、その危険度が高くなるにつれ、教育から公的技能講習の修了から免許へとランクが上がる。たとえば、同じフォークリフトでも最大荷重が一トン以上の場合、35時間の技能講習を受けて修了試験に合格する必要がある。

(特別教育の記録の保存)

則第38条 事業者は、特別教育を行なつたときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを三年間保存しておかなければならない。

(特別教育の細目)

則第39条 前2条及び第592条の7に定めるもののほか、第36条第1号から第13号まで、第27号及び第30号から第36号までに掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

職長などの安全衛生教育

(職長等の安全衛生教育)

法第60条 事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなつた職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)に対し、次の事項について、労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

- 一 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 二 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、労働省令で定めるもの

(職長等の教育を行なうべき業種)

令第19条 法第60条の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 一 建設業
- 二 製造業。ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ 食料品・たばこ製造業(化学調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。)
 - ロ 繊維工業(紡績業及び染色整理業を除く。)
 - ハ 衣服その他の繊維製品製造業
 - ニ 紙加工品製造業(セロファン製造業を除く。)
 - ホ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業
 - ミ 電気業
 - ナ ガス業
 - ヌ 自動車整備業
 - シ 機械修理業

(職長等の教育)

則第40条 法第60条第3号の労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 作業設備及び作業場所の保守管理に関すること。
- 二 異常時等における措置に関すること。
- 三 その他現場監督者として行なうべき労働災害防止活動に関すること。

2 法第60条の安全又は衛生のための教育は、次の表の上欄に掲げる事項について、同

クレーンなら、つり上げ荷重が5トン以上なら運転士の免許が必要で、5トン未満なら技能講習ということになる。

職長等に対する教育

「職長その他作業中の労働者を直接指導又は監督する者」つまり作業現場に最も近い管理者となった人に対する安全衛生教育が、次の業種で義務付けられている(第60条)。

建設業、製造業(食料品・たばこ製造業、繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業は除く。ただし以上のなかで化学調味料製造業、動植物油脂製造業、紡績業、染色整理業、セロファン製造業は含む。)、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業。

教育の内容は、①作業方法の決定及び労働者の配置に関することで3時間、②労働者に対する指導又は監督の方法に関することで3時間、③作業設備及び作業場所の保守管理に関することで2時間、④異常時等における措置に関することで2時間、⑤その他現場監督者として行なうべき労働災害防止活動に関することで2時間、合計12時間となっている。

この職長等教育についての行政通達では、要領について、①教育の方法は原則として討議方式にする、②講師は、教育事項について必要な知識と経験を有する者とする、③15人以内の受講者をもって1単位とするというようにかなり詳細な部分についてまで規定している。

表の下欄に掲げる時間以上行なわれなければならないものとする。

事項	時間
法第60条第1号に掲げる事項 一 作業手順の定め方 二 作業方法の改善 三 労働者の適正な配置の方法	3時間
法第60条第2号に掲げる事項 一 指導及び教育の方法 二 作業中における監督及び指示の方法	3時間
前項第1号に掲げる事項 一 作業設備の安全化及び環境の改善の方 法 二 環境条件の保持 三 安全又は衛生のための点検の方法	2時間
前項第2号に掲げる事項 一 異常時における措置 二 災害発生時における措置	2時間
前項第3号に掲げる事項 一 労働災害防止についての関心の保持 二 労働災害防止についての労働者の創意工夫を引き出す方法	2時間

- 3 事業者は、前項の表の上欄に掲げる事項の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる者については、当該事項に関する教育を省略することができる。

(安全管理者等に対する教育等)

法第19条の2 事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るために教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の教育、講習等の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

- 3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

その他

法第60条の2 事業者は、前2条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

- 3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行なうことができる。

たしかに工場などで、もっとも現場に近いリーダーが、安全衛生に関わる知識や方法を修得していることによって相当数の労働災害を防ぐことは可能だといえる。教育方法として討議方式を原則としているのもよい。ただ、実際問題として、小規模な製造業の事業場で、この法律上の義務が履行されているケースは、むしろまれといえよう。法律上も、この第60条については、罰則規定はない。職長等教育の講師については、中央労働災害防止協会の労働安全衛生教育センターがRST講座を開講し、RSTトレーナーとして講師を養成している。グループ討議を中心とした5日間の養成講座では、講義の手法、教材の設定なども含め、充実した内容となっている。

中小の製造業事業場での安全衛生教育を考える際、このRST講座受講も一つの選択肢といえよう。

その他、第60条の2で事業者に、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、安全衛生教育を行うよう努めることを求めている。努力義務であるが、「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」が出されている。

わが職場で安全衛生教育はどうなっているか。もう一度点検してみてはどうだろうか。

そして、安全パトロール、職場改善の取組みなどで、参加型の安全衛生活動を進めようとする際に、法律上の根拠としておくのも悪くはない。あるいは、法律上義務付けられた安全衛生教育の実現をきっかけに、安全衛生活動の展開を図るという進め方もある。

参考までに、関係条文の一部を囲み内に掲載する。

《参加型安全衛生と国際保健》メーリングリストに参加しよう！



保健の参加型改善を交流しあうと同時に、アジア各国で成功裏に進められている経験を日本に紹介します。

詳しくは、<http://www.jca.apc.org/etoshc/apiel.html>をご訪問ください。

東京労働安全衛生センターが運営するメーリングリスト「参加型安全衛生と国際保健（APIEL）」は、国際的産業保健活動の主要な潮流なっている参加型安全衛生・職場改善運動を、日本の中小企業をはじめとする労働現場に根付かせ発展させる交流の場です。参加型改善に興味のある方ならどなたでも加入が出来ます。

日本国内で日々実践されている地道な産業

依然少な過ぎる アスベスト疾患労災請求件数

2001年度石綿肺がん・悪性中皮腫、 じん肺肺がん労災補償状況

アスベスト関連がん（肺がん、悪性中皮腫）とじん肺肺がんの2001年度労災補償状況について請求件数（都道府県別）、支給・不支給決定件数（労基署別）が厚労省から昨年度（本誌2002年1月号参照）と同様に情報提供された。

アスベスト関連がんについては、前年度から2件の微増。請求件数が6件増にとどまっていて労災補償に関する情報の周知不足を物語っている。また、不支給決定件数が、前年度の2件（中皮腫）から、6件（肺がん3件、中皮腫3件）に増加しているのが目立つ。

都道府県別・労基署別にみると、神奈川、兵庫が多く、また尼崎、横須賀など特定労基署に事案が集中している傾向が続いている。

これまで認定例がなかった福井県で初めて悪性中皮腫認定が報告されている。

じん肺肺がんについては、前年度に比べて認定件数が19件増加した。これは、2001年5月に事実上、じん肺管理区分「管理3口」の患者まで補償対象を拡大する事務連絡が出された影響とみられる。2001年度末の3月末には「管理3イ」まで拡大され、さらに、11月には管理2以上に拡大する通達が出されたことから、2002年度は相当に認定件数が増え、不支給件数も減少すると予想される。ただし、厚労省は今のところ、じん肺有所見者に対する直接の情報伝達を積極的に行っておらず、請求件数そのものが実態を反映した増加を示すのかどうかが懸念されるところだ。

表1 アスベスト関連がんの労災認定件数経年変化

年度	-75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	合計
肺がん	8	2	0	3	5	1	2	7	4	3	7	5	8	7	9	10	10	9	11	9	10	15	12	23	17	18	21	236
中皮腫	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	4	9	2	3	10	6	8	14	10	12	13	12	10	19	25	34	33	229
合計	8	2	0	4	5	1	2	7	4	7	11	14	10	10	19	16	18	23	21	21	23	27	22	42	42	52	54	465

表2 アスベスト関連がん 都道府県別・労基署別労災補償状況(99-01年度)

局/署別	2001年度(平13)						2000年度(平12)						1999年度(平11)								
	請求 計	肺がん		中皮腫		決定件数計		請求 計	肺がん		中皮腫		決定件数計		請求 計	肺がん		中皮腫		決定件数計	
		支給	不支給	支給	不支給	支給	不支給		支給	不支給	支給	不支給	支給	不支給		支給	不支給	支給	不支給	支給	不支給
北海道	2		2		2		1			1		1		1							
札幌中央			1		1																
札幌東			1		1																
室蘭										1		1									
岩手									1	1											
釜石										1											
柳木																			1	1	
宇都宮																			1	1	
茨城	1		1		1																
下館			1		1																
埼玉	1	1	3		4		3												2	2	
大宮			1		1																
熊谷			1		1																
春日部			1		1																
所沢					1		1												2	2	
秩父																					
東京	1	2	2	1		3	2	4		3	3				1	1		2	1	3	1
上野		1					1												1	1	
品川		1					1												1	1	
新宿			1					1											1	1	
足立			1				1												1	1	
戸					1																
中央											1	1							1	1	
三田												1							1	1	
向島												1							1		
池袋												1									
神奈川	11	2	1	5		7	1	6	4		8	1	12	1	14	5	1	4	9	1	
横浜南											1	1	2						1	1	
見																			1		
横須賀			1	4		4	1		3		7		10			4	1	1	5	1	
横浜北																			1	1	
厚木			1						1										1	1	
川崎南																					
藤沢			1																		
長野																			2		
福井		1																			
福井			1		1														2		
岐阜					1		1											1	1	2	
静岡																			2	2	
清水																			2	2	
磐田																					
愛知		1		1		2		1	1											1	
名古屋南			1	1		2															
名古屋西																					
津島																					
京都																					
舞鶴																					
大阪	2		1	1	1	1	6	4		4		8		7	4	2		6			
大阪中央																			1	1	
淀川																					
東大阪																					
守田																			3	3	
大阪南																					
天満			1			1															
大阪西																					
堺																					
北大阪																					
兵庫	14	4	9		13		7	3		7		10		8	1	6		7			
尼崎		3	4		7			3		3		6			1	4		5			
姫路																			2	2	
神戸東			1		2																
神戸西					4																
奈良	3	2	1		3																
葛城		2	1		3																
閑	7	2	3		5		5	4		1		5		4	1		3		4		
山			1																		
岡		1																			
倉敷																			3	3	
王野		1		3		4													1		
広島中央		1	2	1	3	1	6			2	1	2	1	1	1						
広島北																					
呉			1		1																
尾道																					
山口																					
徳山																					
香川	3	3	2		5		3			2		2									
高松		2	2		4																
坂出		1																			
福岡	3	2	1		3		1	1							1	2	1	1	2		
福岡中央			1		2																
門司(支)		1			1																
北九州西																					
北九州東																					
長崎	3	1																		1	
大分		1																		1	
合 計	53	21	3	33	3	54	6	47	18		34	2	52	2	44	17	1	25	1	42	2

※厚生労働省から情報提供された資料から作成。

※請求、支給・不支給決定は「その年度」に行われたものなので、請求件数は支給・不支給件数の和に一致しない。

表3 アスペスト関連がんの

都道府県別労災補償状況

年度	-78	支給決定件数				
		79 - 98	99	00	01	合計
北海道		2	0	1	2	5
青森		0	0	0	0	0
岩手		0	0	1	0	1
宮城		0	0	0	0	0
秋田		0	0	0	0	0
山形		0	0	0	0	0
福島		0	0	0	0	0
茨城		7	0	0	1	8
栃木		0	1	0	0	1
群馬		1	0	0	0	1
埼玉		16	2	0	4	22
千葉		4	0	0	0	4
東京		33	3	3	3	42
神奈川		62	9	12	7	90
新潟		2	0	0	0	2
富山		0	0	0	0	0
石川		0	0	0	0	0
福井		0	0	0	1	1
山梨		0	0	0	0	0
長野		3	2	1	0	6
岐阜		9	2	1	0	12
静岡		5	2	1	0	8
愛知		5	1	1	2	9
三重		1	0	0	0	1
滋賀		1	0	0	0	1
京都		0	0	1	0	1
大阪		29	6	8	1	44
兵庫		49	7	10	13	79
奈良		13	0	0	3	16
和歌山		0	0	0	0	0
鳥取		0	0	0	0	0
島根		0	0	0	0	0
岡山		7	4	5	5	21
広島		18	0	2	3	23
山口		3	0	1	0	4
徳島		1	0	0	0	1
香川		4	0	2	5	11
愛媛		4	0	0	0	4
高知		0	0	0	0	0
福岡		11	2	1	3	17
佐賀		1	0	0	0	1
長崎		9	1	0	1	11
熊本		0	0	0	0	0
大分		3	0	1	0	4
宮崎		0	0	0	0	0
鹿児島		0	0	0	0	0
沖縄		0	0	0	0	0
合計	14	303	42	52	54	465

14
件

表4 じん肺結核労基署別労災補償状況(99-01年度)

	2001年度(平13)		2000年度(平12)		1999年度(平11)	
	請求計	支給	不支給	請求計	支給	不支給
北海道	8	6	2	6	3	2
岩手県		1			1	
宮城県		6	1	1	2	1
福島県		1		1		1
岩手					1	1
盛岡						1
秋田	1	1		1	1	2
大館					2	2
山形	1	1			1	1
山形県						1
福島	1	1			2	1
富岡						1
会津						1
いわき				1		
茨城	4	2	1	1		
水戸						
日立		1				
群馬					1	1
沼田					1	
伊勢		1				
今市		1				
埼玉	1	1				
川口					1	
千葉					1	1
東金					1	2
東京				2	1	
足立				1		
練馬	4	2			1	
練馬		1				
小田原		1				
新潟	1	1	1	1	3	2
高田		1				
柏崎					1	
糸魚川		1				
富山	1	1		2	1	2
魚津		1			1	1
滑川					1	
射水	1	1	1			
岐阜	2	2				
高山	2	2				
愛知	1			2	2	1
半田		1			1	
名古屋東					1	
豊橋	4	2	2	2	1	
三重	2	2	2			
鈴鹿		1				
伊勢		1				
桑名	2	1				
長浜					1	
大阪	2	3				
東大阪		2				
茨木		1				
大阪西					1	
兵庫	2	2		1	1	1
神戸東		1				
加古川		1				
相生					1	
西脇					1	
和歌山	1	1				
和歌山						
鳥取						1
米子	2	2				
岡山	2	1	1	5	2	3
和気		1	1	2	2	3
玉野					1	
広島北	1	1	1	1	1	
尾道					1	
廿日市					1	
山口	1	1			1	1
萩		1				
小野田						1
徳島	2	1	1			
池田						
徳島			1			
愛媛	1	1		1	1	
伊予三島		1				
八幡浜					1	
福岡						
大牟田					1	
福岡東					1	
長崎	8	6	2	9	7	1
佐世保	3		1	1	1	2
江迎	1	1		3		1
長崎	2	1		3		2
熊本				4	3	1
本原				3	3	1
大分	2	1		7	2	3
佐伯	2	1		1	2	4
日田				1	1	4
宮崎	2		1		1	1
都城			1			1
延岡				1		
鹿児島						1

表5 じん肺肺がん年度別労災補償状 (件)

	請求	支給	不支給
1995(平7)	30	21	10
1996(平8)	29	20	18
1997(平9)	47	35	19
1998(平10)	52	24	13
1999(平11)	37	25	15
2000(平12)	45	24	17
2001(平13)	55	43	13

※その年度の件数なので、請求件数は各決定件数の和にならない。

「労災」前提に職場改善を

田島 隆興 (ひまわり医療生協／田島診療所)

労災職業病問題に取り組む、田島医師の意見記事が毎日新聞に掲載されました。



頸肩腕障害

田島 隆興

ひまわり医療生協
整形外科医

「労災」「前提に職場改善を

頸肩腕障害は古くて新しい問題だ。「入力」とも呼ばれるキーの操作をするには、上肢を宙に浮かせて、腕の重さを支え、位置を一定に保たねばならず、首、肩ほかの筋肉に不斷の緊張が要求される。キーをたたくためには、指を繰り返し持ち上げなければならず、これは前腕の伸筋（手のひらを開くときに使う筋肉）を疲労させ、上肢や手の痛みを引き起こす。

1960年代後半、キーパンチャーとレジスターの作業者を中心に首、肩、上肢、背中、腰に痛みを持つ女性が多く出て社会問題になった。彼女たちは「労働災害として認めよ」と労働省や企業に迫った。しかし、この運動は、明瞭な成果もなく下火となった。

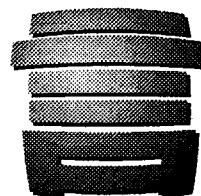
その後、労働現場は様変わりした。キーパンチャーという職種そのものがなくなり、レジスターは、バーコードに変わった。機器の改善や連続作業時間の制限で同一職場に多人数の患者が発生することはなくなった。

ところが、産業構造の転換による細分化された職場で、一日中ディスプレーの前に座り込み、キーボードやマウスを操作するという仕事が生まれた。他方では、誰もがパソコンを使えることが要求されるようになった。派遣業者や構内下請けに委ねられてきた端末機の打ち込み作業のみではなくて、日常的な業務のほとんどが、パソコンで行われるようになった。

そして今日、かつてのキーパンチャーという職種の範囲よりもはるかに広い数百万人の単位で頸肩腕障害の予備軍を生み出すに至った。タッチの軽くなった分、長時間労働が可能となり、精神的なストレスが増大し、若者を中心に、精神的な障害も引き起こしていることも特徴だ。

しかし、病院では相変わらず、「肩こり」などという当たり障りのない診断名の下に治療され、仕事で生じたこと（労災であること）があいまいにされ続けている。

三十数年前の苦い教訓を思い起こし、頸肩腕障害は仕事によって生じることを前提にして職場の改善に取り組むべきだ。さもなければ、もっと悲惨な結果が生じることは、目に見えている。



2002年12月24日 每日新聞 朝刊

過去に有所見とされた患者へも直接情報を

じん肺法施行規則等改正で厚労省に申し入れ

離職者へのじん肺健康管理手帳交付対象をじん肺管理区分2以上の有所見者へ拡大、原発性肺癌の合併症化、有所見者に対するじん肺検診への年1回の肺癌検査（ヘリカルCT検査、喀痰細胞診）の導入を盛り込んだ制度改正が決定し、厚労省は実施に向けて準備している（本誌2002年11,12月合併号参照）。ところが、こうした措置は、たとえば過去の管理区分決定で管理2だったため当時は健康管理手帳交付対象ではなかった離職者など、過去にさかのぼって情報周知する必要がある。また、原発性肺癌が合併症になるに伴い、過去において同疾患で死亡したり、治療を受けたじん肺患者については時効の制限はあるものの（療養・休業補償、葬祭料は2年、遺族補償は5年）時効にかかるものは労災補償の対象にな

り得るので、その意味でも過去の有所見とされたままの患者にわかる形で情報を伝えることが、改正の趣旨にも合致している。ところが、厚労省がそうした過去に有所見とされた者に直接連絡をするのかどうかあいまいであるとの情報があったため、当安全センターでは電話で厚生労働省にじん肺患者への直接周知を行うように申し入れとともに、以下の申入書を提出した。当センターへの相談でも、肺癌で死亡したが死亡時からすでに7年経過しているため労災請求権がなくなってしまっていたといった気の毒なケースはかなりの数にのぼると考えられる。

厚労省には制度改正を意義のあるものにする責任があり、被災労働者保護の観点からの真剣な対応が求められている。

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議（略称：全国安全センター）は、各地の地域安全（労災職業病）センターを母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークです。

機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。

●1部：800円 ●購読会費：1部年額10,000円

●申し込み：全国安全センター Tel:03-3636-3882/Fax:03-3636-3881/E-mail:joshrc@jca.apc.org

2002年12月23日

厚生労働大臣 坂口 力 殿

関西労働者安全センター運営協議会
議長 岡田義雄

今般のじん肺法施行規則等省令改正等に伴う措置の有所見者への
周知について要請

ひごろより労働行政のよき運営にご努力いただきありがとうございます。
さて、表記の件に関し、その重要性に鑑み、下記の点の実行をお願い申し上げます。

－記－

- ①じん肺法施行規則等省令改正等に伴う措置のじん肺有所見者への周知については、有所見者本人等への直接連絡を基本とし、出来る限りのその努力を行うこと。原発性肺がんが合併症となるという点に伴い、労災保険の適用が過去のさかのぼって可能となる場合もあることから、周知、連絡の内容には、そうした場合を想定して、労災保険請求の方法についてのわかりやすい解説やご案内を含めること。
- ②①は、過去の管理区分決定を受けた者についても実施すること。
- ③①②についての具体的方法を、今回の措置の実施についての本省からの各労働局等実施各機関への指示文書に含めること。
- ④③の具体的方法については次の1)～4)に留意すること。
 - 1)過去の管理区分決定で管理2以上とされ健康管理手帳の交付を受けていない方で、本人の住所が把握できる方にはすべて、今回の措置（措置の目的と内容、合併症となることの意義と労災補償請求が可能な範囲、請求の方法等についての説明等）について、直接文書で通知する。
 - 2)随時申請による決定を受けた方は、その時点での本人住所がわかっているので、所轄労働局より直接通知する。
 - 3)事業者を通した申請による決定を受けた方については、当該事業者に住所を問い合わせ、これで判明した方について所轄労働局より直接通知する。
 - 4)②③の方法がとれない方については、事業者、事業者団体、労働組合等と通じた広報のほか、医療機関、労働行政機関等における広報を徹底して行う。
 - 5)なお本人が生存していない場合も考えられるが、労災補償請求権の保護の観点から家族、遺族が今回の措置を知ることもきわめて重要であるので、生存確認の可否を、直接通知を行うことの条件にはけっしてないこと。

以上。

【新企画】関西労働者安全センター安全衛生定例研究会はじまる

安全センターでは安全衛生の現場活動家や会員、購読者向けにそのときのトピックスや安全衛生活動に役立つテーマを選び2ヶ月に1回の定例研究会を始めた。

第1回を12月19日に行い、研究会にはじん肺被災者、職場で石綿問題に取り組んでいる日本板硝子共闘労組など多くの方が参加された。

「じん肺・アスベスト（石綿）問題の現状と課題」と題してセンター事務局・片岡が報告。昨年は、「厚生労働省が石綿禁止を公式表明」、「じん肺患者に発生した肺がんを合併症とすることが決定」という大きな成果があった。ただし、本誌前号の特集でも述べられているように今後の課題はいまだ大きい。

アスベストについては、第1に、いかに「早期に」「全面的な」禁止措置を「具体的に」実現するのかがまず問題だ。

石綿との特異性が強いとされる癌の「悪性中皮腫」死亡数将来予測では、「2000年からの30年間に6万人弱、これはそれ以前の10年間の死亡数の約28倍あたる」とされ、今後の石綿被害者の急増が確実視されている。

石綿によるじん肺（石綿肺）は古くから知られており、また、発ガン性が明かとなって

いた1960年代1970年代以降において、日本では石綿消費量が「欧米とは逆に」急増し、1990年以降に減少に転じるまで石綿大量消費が続き、10万トンは切ったとはいえ、現在も依然高い水準にある。危険性がわかりながら「急増とその後の大量消費を続けた」大きな「ツケ」が今後の石綿関連癌の大量発生となって現れてこようとしているわけだ。その犠牲者の完全救済のための対策とかかる社会的コストの負担を誰がするのか、これが第2の問題だ。2001年度の職業ガン労災認定件数は全体で86件と少ないが、そのうち54件（63%）を石綿関連癌（肺がん、悪性中皮腫）が占めており、職業ガン対策においては石綿問題が非常に重要であることを示している。だが、悪性中皮腫の死亡数に比べ労災認定件数はその数%にすぎず、その「ギャップ」をいかに解消するのかも重要な課題だ。現在政府検討会で石綿関連疾患認定基準改正が検討されている。しかし「ギャップ」解消には認定基準の改正作業と平行して、患者調査と労災請求のための情報提供を早急に行なうことが是非とも必要だが、厚労省はこの点何も行っていないのが現状だ。

じん肺については、じん肺肺がんが合併

症とされることになったとはいえ、まず、そのことをじん肺患者と家族に情報として周知させることが重要だ。当センターでも厚労省への申し入れをしたところだが、厚労省には「改正」の恩恵ができるだけ多くの患者に届ける責任がある。また、肺がん以外にも間質性肺炎など合併症とすべき疾患が指摘されており、より患者救済のための課題

は多く残されている。
研究会は今後原則として、
偶数月の第3木曜日午後6時から
連合大阪会議室で
行う予定で以下の日程が決まっている。
多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

第2回 2月20日

「職場における有害化学物質対策」

中地 重晴（環境監視研究所）

化学物質の排出状況を管理するP R T Rが制度化され、有害化学物質についてはその情報を譲渡者が提供するM S D Sの制度も義務付けられている。職場で使用される化学物質対策の原則を解説する。

第3回 4月10日

「就業規則等における安全衛生規定の再検討」

西野 方庸（安全センター事務局長）

職場における健康確保をめぐる状況は、時代とともに大きく変化している。古い就業規則の、現状にそぐわない規定が労働環境に影響を及ぼす。よくある就業規則上の安全衛生規定の問題点について検討する。

第4回 6月19日

「安全衛生委員会活動のリフレッシュ」

西野 方庸

法により義務付けられている安全衛生委員会をどう運営するか。半数は労働組合の推薦する委員で構成されるが、うまく活用できているだろうか。安全衛生委員会活動をリフレッシュし、快適な職場の実現を。

前線から

クリーニング工場で 職場改善トレーニング

東京労働安全衛生学校に参加

全港湾大阪支部 東京

関西労働者安全センターの誘いもあり、また、本年5月並びに9月25日、韓日合同の参加型安全衛生活動開催の経過を踏まえ、全港湾大阪支部安全衛生委員会から2名が東京労働安全衛生学校に参加した。

11月29日（金）初日、午前9時30分京浜急行線「大森町駅」から徒歩10分程度のところにある「ディベロイリネンサプライ」本社を訪れた。参加者19名、アドバイザー4名、ファシリテーター5名、スタッフ6名、総勢35名。

クリーニング工場と聞いていたが、町の中に有るクリーニング屋の大きなものだと思っていたら、工場規模や設備の大きさにまずビックリした。早々に会社

と労働組合代表からの挨拶と概略説明を受けた。

「ディベロイリネンサプライ」は、ユニフォームやシーツ、タオル、コックコート等の繊維製品をクリーニングしてレンタルするリネンサプライ事業を一貫体制で行っている会社だ。職場巡回の注意事項を受けた後、3班に分かれ会社担当者より説明を受けな

がら巡回を始めた。まず、工場に入ると塩素系の化学薬品（洗剤）の臭いが鼻をついた事と、騒音が大きいことである。ここで働いている人達は何も感じないのかなと疑問に思いながら巡回を続け、見る物 聞くことが初めての経験であり、適時会社の担当者から説明を受けた。また、この職場は圧倒的に女性が多い職場であり、作業行程自体が流れ作業になっていたのには驚かされた。

職場巡回後、参加者より若干の意見 質問等の交換を行い、東京労働安全衛生センター事務所に場所を移動し、午後からメインテーマである「職場巡回を取り入れた実践的職場改善ト



第10回東京労働安全衛生学校

2002年11月29日～30日

10th Tokyo Occupational Safety and Health Seminar Nov 29-30, 2002

「レーニング」を開始した。参加者を6名 3班に分け、ファシリテーターからの各セッションごとの講義と課題提出に基づいて、良い点3件 改善点3件をグループ討論を行い、発表する形式、いわゆる参加型自主対応型の安全衛生プログラムである。参加者全員が発表したのは言うまでもない。

初日のセッション

《セッション1 工場訪問と職場巡回》《セッション2 物の運搬と保管》《セッション3 作業を人間に合わせる》《セッション4 ベトナムからのゲストプレゼンテーション》

第2日目セッション

《セッション5 有害作業環境を改善する》《セッ

ション6 機械と設備の安全》《セッション7 福利厚生と作業編成》《セッション8 環境保護》《セッション9 改善へのアプローチ》《セッション10 巡視した工場への改善提案》

案内では初級編とあったので余裕を持って参加したが、セッションが進むにつれやや高度になってくる。私も含め参加者は頭を捻っていたと思う。討論や発表もグループごとの発想や考え方があり、様々な観点から論議・討論された。更には、これだけ大勢（第三者）を受け入れてくれた会社と労働組合には、「巡回した工場への改善提案」として、最後のセッションでまとめた内容を会社へ報告

し、改善を図っていくという意識的な取り組みであったと思う。しかし、グループ討論の中に、「ディベロイリネンサプライ」の組合員が参加していなかったこと、現場の労働者の声が聞けなかった事が残念であった。また、従来型の安全衛生活動では職場改善が進まないことがよく分かった。

今後の大阪支部安全衛生委員会が行うバトル活動のあり方を含め、今後検討を重ね活用していきたい。

最後に、本来ならもっと若い人材を参加させるべきと反省している。（全港湾大阪支部安全衛生委員会 林繁行／新田真一）

転落事故で九死に一生 損害賠償求め提訴

大阪

スーダン出身のKさんは建設現場で転落事故にあり、長い闘病生活のち障害7級の認定を受け、現場労働に復帰するのは不可能な状態になってしまった。

事故当時、安全ベルトも保護ネットもなく、会社側の安全管理のミスが明らかだったため、雇用会社と元請会社を相手取り損害賠償を求めることになった。

事故は97年2月に発生した。現場は大阪市内のパチンコ店の店舗付駐車場で、6階部分までの鉄骨組みがされ、3階以上には床スラブが張られていなかった。Kさんはトビの手元として足場用のパイプを肩に担いで運搬していたが、安全対策が皆無なところで幅15センチのH鋼上を歩く

というきわめて危険な作業を行っていた。

午後の仕事がはじまって間もないとき、Kさんは5階から転落、2階の床でバウンドし、その開口部からさらに1階に落ちようとするとき、たまたま居合わせた同僚スーダン人のHさんがKさんの着衣をつかんで再転落は免れた。Hさんは「絶対に死んだと思った」と話す。

救急車で運ばれ、脳挫

傷、外傷性くも膜下出血、硬膜下出血、右側頭骨骨折、肋骨骨折、右大腿骨骨折、右頸骨骨折で意識不明の重体だったが一命をとりとめたものの、449日間の長期間入院とその後の苦しい通院を余儀なくされた。2001年1月に症状固定とされ7級に認定、現在は後遺症状に苦しめられながらも頑張る毎日だ。

Kさんは99年3月にTさんという日本人女性と結

婚し、特別在留許可を受けた。01年4月には息子をもうけ、今は家族3人で暮らしている。

安全センターには療養中から相談があり、今回の提訴については全港湾建設支部とともにこれに協力している。事件は以前から縁のあった武村法律事務所が受任し12月20日大阪地裁に提訴、いよいよ事故の会社責任を問うKさんの闘いがはじまった。

高かった。

JAM埠労使懇談会は、本誌でたびたび報告してきたように、たんぽぽプラン（小規模事業場団体安全衛生活動援助事業）の指定団体となっており、今年4月で2年目を迎えることになる。30年近く継続されてきた地域内の安全パトロールも、徐々にたんぽぽプランの対象となる労働者数50人未満の事業場からの参加が増えつつあり、着実に成果を上げている。

小規模な製造業の職場における安全衛生対策は、まだまだ問題が多く、今後の地域での取組みが期待されるところだ。

JAM埠が労使安全学習会 メンタルヘルス対策とケーススタディで

大阪

12月3日、JAM埠地区協議会は「労使安全衛生学習会」を開催し、労使の安全衛生担当者約80名が参加した（前号表紙写真）。

内容は、「職場ストレス メンタルヘルス対策」について、大阪府立大学の三野善央教授が講演、続いて埠地域産業保健センターのコーディネーターの笠原博氏の指導により、労災事例のケーススタディをグ

ループ討議形式で行った。

三野氏は、多くの職場で課題となっているメンタルヘルス対策について、仕事によるストレスと健康との関連について、分かりやすく講演した。後半のケーススタディでは、折に触れるJAM埠の安全衛生活動についてアドバイスを受けてきた笠原氏により、具体的な災害事例をあげて研修、時間の制約はあったが、初めての試みに参加者の評価は

連合近畿労働安全衛生センターが第2回総会

地域の安全衛生活動をさらに重視

近畿

12月16日、連合近畿労働安全衛生センターは第2回総会を開催し、NPO化の計画を含む方針を確認した。

総会ではまず、連合が推薦する労災防止指導員の活動について、これまでの構成組織（産別）ごとの割振りを改め、全面的に地域からの推薦に切りかえる方針を再確認し、今年の4月で完了することが報告された。地域ごとに設置されて

いる産業保健センターなど、小規模事業場対策の諸施策の活用が、地域安全衛生活動のキーとなっている現在の状況にできる限りあわせ、より効果的な連合の安全衛生活動を推進するための条件整備となる。

年間を通して実施してきた、地域ごとの安全衛生研修講座も、次回以降さらに地域での役割を念頭に置き、ネットワークの具体化が進むかたちでの取組みを

推進する。

第2期として継続されてきた「労災補償研究会」は、毎回20～30人の参加があり、安全衛生対策全般に範囲を広げて継続していくこととしている。

また、安全衛生という課題の性格上、組織として今年度にNPO法人化の手続きをとることを確認した。

関西労働者安全センターとしては、このような連合による安全衛生センター運営に協力してきたが、さらに労働組合による安全衛生活動発展のため協力体制を強化したいと考えている。

公務職場VDT作業の上肢障害で公災申請

摂津市職

大阪

摂津市職員労働組合の組合員Oさんは、国民健康保険の審査、入力の業務に従事していたが、昨年6月頃から右手首等が痛み出し、7月に上肢障害の診断を受けた。

6月は市民税オンライン化にともない処理作業に変更があり、その処理作業が

重なった上、一人作業であったため、負担の強かつた右手部位に痛みが出現したもの。

VDT機器の設置スペースなど、作業環境も適切ではなく、右手にペン、左手に定規という姿勢で、キーをたたき続ける作業と、右手の症状発現の関係が推測

され、12月公務災害として地公災基金大阪府支部に認定申請した（表紙写真参照）。

同労働組合では、事務所の安全衛生対策の取組みが充分でなく、今回の申請に至ったことを重視、とくにVDT機器の作業環境の改善の取組みを進めている。

認定申請とともに、Oさんの当時の作業環境と症状経過についての意見書を作成し、基金に対して提出をした。

12月の新聞記事から

12/2 大阪市淀川区のJR東海道線で起きた救急隊員死傷事故で、JR西日本は社長ら幹部3人を減給処分にし、再発防止策として人身事故時の対応マニュアルをまとめ、今月中旬から実施すると発表した。

午後7時半ごろ、埼玉県草加市の東武伊勢崎線草加駅近くで、草加署地域課の巡査が、高さ8メートルの高架から自殺しようと転落した男性を受け止め、男性は額を打ち軽傷を負つただけで助かった。巡査は左足に軽い打撲。

12/5 今年5月インド洋に派遣され、テロ対策支援法の対米支援活動中に死亡した海上自衛隊護衛艦「さわかぜ」の機関科員で海曹長について、海上自衛隊が過労などが引き金となった心筋こうそくとし、公務災害と認定していた。海曹長は、死亡する前の1カ月間の残業時間が約140時間にのぼっていた。猛暑など劣悪な環境下での心労も重なり、心筋こうそくになったとして公務災害と認定。

12/9 午後1時50分ごろ、大阪市大正区の物流倉庫「藤原運輸鶴町倉庫」で船舶用クレーンの解体作業中、オペレーター室が上下に裂け、作業員2人が高さ26.5メートルから転落し死亡。

12/11 東京都八王子市立打越中学校元教諭が96年9月に突然死したのは「過労が原因」として、遺族が公務災害の認定を求めていたのに対し、地方基金本部審査会は基金都支部と同支部審査会の「公務外」認定を取り消し、公務災害と認める裁決を下した。元教諭は96年9月28日、三鷹市内の自宅で急性心筋こうそくで死亡した。当時、3年の学年主任と進路指導主任などを兼務し、死亡直前は41日間連続で勤務していた。

12/12 三井建設（東京）の子会社社員がぜんそくで死亡したのは過労が原因として、妻が中央労働基準監督署に対し、遺族補償年金の不支給の取り消しを求めた訴訟の判決が東京地裁であり、裁判長は「単身赴任生活でぜんそくが急速に悪化した」と労災と認定し、不支給処分の取り消しを命じた。三井建設側が同監督署に勤務時間を実際より短く申告したとも指摘した。単身赴任を過労死の要因とする司法判断は異例。ぜんそくによる死亡の労災認定も2件目。東京に単身赴任した際、午前6時半に寮を出なければならず月の残業が150時間を超えていた。

午前8時15分ごろ、東大阪市の国道170号でトラックなど6台の玉突き事故があり、きっかけとなった小川運送のトラックの運転手が死亡、6人が軽傷を負った。

12/13 午後3時10分ごろ、大阪市大正区の元運輸会社敷地内でトラックから出火、そばの重油

を積んだタンクローリーと灯油を積んだコンテナに引火した。トラックの荷台で灯油のろ過作業中だった石油精製販売業者1人が、軽いやけどを負った。

12/18 岩手県釜石市の小学校教諭が自殺したのは過労によるうつ病発症が原因として、妻が、「公務外災害」と認定した地方公務員災害補償基金県支部を相手取り、処分の取り消しを求めていた訴訟の控訴審判決が仙台高裁であった。裁判長は、処分取り消しを命じた1審 盛岡地裁判決を破棄、控訴した同支部側の主張を認めて「公務外災害」と認定した。

12/20 労働基準監督署が99～00年の2年間で「労災隠し」を419件把握していたことがわかった。このうち6割の254件は書類送検されていなかった。内訳は、労災報告の未提出が328件、虚偽報告が91件。

12/21 午前8時35分ごろ、京都市上京区今出川通河原町交差点で、患者搬送中の左京消防署の救急車と、大阪府枚方市の会社員の乗用車が衝突した。搬送中だった9カ月の男児と母親、祖母が頭などに軽い打撲、別の救急車で病院に運ばれた。会社員と救急隊員1人も軽いけが。

12/25 文部科学省の調査で「心の病」で01年度に休職した公立学校の教員は2503人で、過去最多を更新した。全体の0.27%、370人に1人いる計算。病気による休職をした教員は5228人（前年度比306人増）。そのうち48%を精神性疾病が占めた。

12/27 午前3時ごろ、富山県黒部市の北陸自動車道下り線で、雪でスリップし横転した共栄運輸倉庫岩手営業所の大型トラックに、後続の「山交バス」の高速バスが追突、バスの運転手が死亡、トラックの運転手とバスの乗客4人が骨折などの重傷、20人が軽いけがを負った。

12/29 午後4時半ごろ、福岡県豊津町豊津の同町歴史民俗資料館で害虫駆除をしていた九州三共防疫の作業員3人が吐き気やけいれん発症した。うち2人は意識不明の重態。27日夕方に同館展示物収納庫に注入した、害虫駆除用ガス「エキポン」が天井の空調機器を伝って館全体に広がった可能性がある。

12/30 午後9時前、名古屋市中川区「アオキスーパー一色新町店」の駐車場で、店員2人が、売上金を夜間金庫まで乗用車で運ぼうとしていたところ、男が「金を出せ」と叫んで発砲。駆けつけた店長が左脇腹を撃たれるなど3週間のけが。店員は胸ポケットに入っていた電卓と携帯電話で銃弾が止まり、けがはなかった。

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパー・リリーフ) NEW! Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパー・リリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男 DR-1G	黒/白	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 DR-1L	黒/白	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用 Super Relief	グレー・ブルー - (ツートン)	ウェスト 骨盤回り	56-65 64-72	65-85 70-88	85-100 85-102	100-110 100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
"	2部 4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には 1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式会社 国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259